

公認会計士制度に関する懇談会
中間報告書

平成22年7月

目 次

(前文)

I. 問題点と検討の方向

<u>1. 試験合格しても公認会計士となるための資格を取得できない者(待機合格者)の発生</u>	1
(1) 問題点	1
(2) 検討	3
(3) 検討の方向	4
<u>2. グローバル化等の環境変化に対応した監査・会計分野の人材育成の必要性</u>	5
(1) 監査の質の確保への懸念	6
(2) 多様な非監査サービス及び企業内実務を支える人材の育成	6
<u>3. 制度設計に当たってのプリンシプル</u>	7

II. 対応策

<u>1. 待機合格者をできるだけ出さない方策について</u>	8
(1) 議論の前提と基本的な方策	8
(2) 二段階目試験の受験要件として実務経験を求める方策	8
(3) その他の論点についての検討	10
<u>2. 「監査証明業務以外に行える会計のプロフェッショナル」に係る資格制度について</u>	11
(1) 考え方	11
(2) 基本的な枠組み	11
(3) 資格の名称	12
<u>3. 公認会計士に係る資格制度について</u>	13
<u>4. 資格取得後の質の確保等について</u>	14
(1) 継続的専門研修(CPE)の拡充等	14
(2) 監査の品質確保のための方策	14
<u>5. その他</u>	15

「公認会計士制度に関する懇談会」中間報告書

平成22年7月

平成15年の公認会計士法改正において、公認会計士が監査業界のみならず、企業の財務・経理部門など幅広い分野で活躍することが期待されているとの考え方にに基づき、社会人を含めた多様な人材が公認会計士を目指し易くすることを企図して試験制度等を見直した。

もともと、その後の状況に鑑みると、法改正時の想定とは異なり、現状においては試験合格者の企業等への就職が難航しており、社会人の受験者・合格者は十分に増加していない。また、経営環境の悪化を主因とする監査業界の採用人数の減少等も見受けられる。

このような影響から、試験に合格しても公認会計士資格を取得することができない者が多数に上るといった事態が生じている。

また、世界に目を向ければ、海外のアカウンティングファームは多様な非監査サービスの充実に向けて、経営資源の戦略的投入と人材育成を進めている。さらに、監査・会計をめぐる国際的な基準の協調・統合作業も進展している。他方、企業においても海外事業の拡大等に伴い、企業内の会計実務も急速に国際化・高度化している。このようなグローバル化等の環境変化に対応するため、我が国の成長と国際競争力強化を支える存在として、国内外で幅広く活躍できる監査・会計分野の専門家を育成することが急務である。

こうした中、公認会計士試験・資格制度等の改善を企図して、昨年12月に、内閣府副大臣（金融担当）を座長、内閣府大臣政務官（金融担当）を座長代理として「公認会計士制度に関する懇談会」を設置し、これまで9回にわたる会合を開催して、所要の検討を行ってきた。

本報告書は、その検討結果の中間的な報告として、当該懇談会として合意に至った事項等を取りまとめたものであり、より詳細な内容や残された論点等については、引き続き検討を進める予定である。

I. 問題点と検討の方向

1. 試験合格しても公認会計士となるための資格を取得できない者（待機合格者）の発生

(1) 問題点

- 公認会計士については、①量的な拡大とともに質的な向上も求められている監査証明業務に加え、②拡大・多様化する非監査業務、さらには、③企業などにおける専門的な実務の担い手として、経済社会で重要な役割を期待されているとの考え方にに基づき、社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい試験となるよう、平成15年に制度改正を行った。

- ・ 現状においては、論文式試験合格者の半数以上は、無職で受験勉強に専念した者（「受験浪人」、以下同じ）であり、結果的に、合格者の平均年齢は 26～27 歳と高くなっている。社会人の合格者は十分に増加しておらず、合格者の経済界等への就職が進んでいない。また、経営環境の悪化から監査業界の採用数も大きく減少している。これらにより、「論文式試験に合格しても公認会計士になるために必要な実務経験を満たすことができず、公認会計士の資格を取得することができない者」（「待機合格者」、以下同じ）が多数生じている。

（注 1）公認会計士となるための資格を取得するためには、短答式と論文式の試験合格に加え、監査又は会計に関する実務経験を満たすこと等の要件が必要とされている。

（注 2）21 年論文式試験合格者のサンプル調査（約 1,800 人；平均年齢 26 歳）によれば、以下のような問題点が把握されている。

- 在学中の者は約 3 割（平均年齢 22 歳）、社会人（同 30 歳）は約 1 割。一方、就業せずに受験勉強に専念した者が約 4 割（同 25 歳）、退職して受験勉強に専念した者が約 2 割（同 30 歳）と、無職で高い年齢まで努力した者がかなりの割合を占める。
- 合格者の就職内定率は約 7 割にとどまっているが、在学中の者が約 8 割を超えているのに対し、就業せずに受験勉強した者は約 6 割程度と低く、全体としてみても年齢が高いほど内定率は低い。
- 就職活動先も内定先も監査業界が殆どであり、経済界等への就職は進んでいない。
- 合格者が監査業界への就職を強く希望する主要な理由としては、資格取得に必要な 1～3 年の座学研修である実務補習について、経済界等に就職すると履修がしにくいこと、また、経済界等に就職しても資格取得に必要な会計関連の実務経験が得られる職種に就けるかどうか分からないという心配が挙げられる。

- ・ こうした結果、以下のような問題が生じている。

- ① 合格者という有為な人材が活用されないという意味での社会的損失が生じているのではないか。
- ② 経済社会の幅広い分野で活躍する監査と会計の専門家を確保していくという制度の狙いを実現できていないのではないか。
- ③ 試験・資格制度の魅力が低下するのではないか。

（注）「待機合格者」の問題への取組みの狙いは、合格したにもかかわらず必要な実務経験を得られず、資格が取得できない状況を改善することであって、合格者の雇用の確保それ自体を直接の狙いとするものではないことに留意が必要である。従って、公認会計士試験の受験を途中で断念した者の就職問題や公認会計士となる資格を得た者の就職問題については、本懇談会では直接の検討の対象とはしていない。

(2) 検討

- ・ 現行制度における論文式試験の合格者数は、平成 18 年以降増加し、平成 20 年は 3,024 人、平成 21 年は 1,916 人となっている。

(注) 近年の論文式試験合格者数の推移

旧試験 平成 17 年 1,308 人 (合格率 8.5%)

現行試験 平成 18 年 1,372 人 (同 8.4%)

平成 19 年 2,695 人 (同 14.8%)

平成 20 年 3,024 人 (同 15.3%)

平成 21 年 1,916 人 (同 9.4%)

※平成 17 年は、旧試験における第 2 次試験合格者数。合格率は、第 2 次試験合格者数 / 第 2 次試験願書提出者数。

※平成 18 年以降は、現行試験における論文式試験合格者数(旧第 2 次試験合格者等を除く)。合格率は、論文式試験合格者数 / 願書提出者数 (ともに旧第 2 次試験合格者等を除く)。

- ・ 待機合格者ができるだけ出ないようにするためには、合格者数が適正な規模となることが重要である。このため、新たな制度の下での合格者数については、合格者の意識や活動領域の拡大の状況、監査業界・経済界等の今後の採用動向や採用慣行等を踏まえ、新制度の趣旨を踏まえた適切な運用の観点から検討することが必要である。
- ・ 他方、上記のサンプル調査によれば、平成 21 年の 1,916 人の合格者について、就職内定率は約 7 割にとどまっており、多数の待機合格者が発生していると考えられる。下記のような点も踏まえると、待機合格者をできるだけ出さないようにするためには、合格者数の見直しだけでは必ずしも十分でなく、何らかの制度的対応が不可欠と考えられる。
 - ① 中長期的に監査・会計の専門家を育成する必要性を考えると、国家試験としてある程度安定的に制度を運用する必要があること、
 - ② 合格者が就職先として強く希望している監査業界の求人数は、ここ数年の間でも大きく変動しており、監査業界を巡る環境変化を踏まえると、数年先の求人ニーズを予測することは困難であること、
 - ③ 合格者数を減らすだけでは、合格者に占める受験浪人の割合が増加し、合格者の高齢化といった傾向がさらに助長されるおそれがあり、こうした傾向が公認会計士の質や監査業界の競争力に資するか疑問であること
- ・ 監査業界は論文式試験合格者の採用を重視しているため、監査業界への就職を希望する者は論文式試験合格のために受験浪人をする者が多くなる。

このため、短答式合格から実務経験を満たすまでの時間的・年齢的パスは、「短答式合格 (平均年齢 25 歳) ⇒論文式合格 (同 26 歳) ⇒就職活動 (実務経験)」が中心とな

っている。

- ・ 一方、監査業界の採用人数は年によって大きく変動することがあるとともに、監査業界であれ経済界等であれ、我が国の採用慣行では依然として年齢が重要な要素となっている面がある。結果として、受験浪人をした高齢の合格者が待機合格者になることが多くなっているのが実情である。
- ・ 実務経験は、国際的にも公認会計士となるために不可欠な要件であり、我が国においても法定されている。待機合格者を抑制し、公認会計士の資格が取得できる者を増やすためには、適切なタイミングで監査業界や経済界等に就職し、実務経験を満たすことが必要である。就職は個人の意志によるところが大きく、待機合格者をゼロにすることはできないが、上記（１）の問題を踏まえ、これから試験を受ける人たちの立場になって、待機合格者ができるだけ出ないような制度とすることが望ましいと考えられる。
- ・ 米英独仏等では、試験を受験していない学生が大学卒業等後すぐに監査業界等に就職し、働きながらの受験勉強や実務経験を経て、公認会計士としての資格を取得することが一般的である。本来、公認会計士の資格を有する者は、高い実務能力と倫理観が必要である。実務経験を積みながら、監査・会計等の必要分野を勉強する場合、実務経験なしにテキスト等の教材から学ぶ場合に比べて、理論や知識の暗記にとどまらず、より実践的な専門知識を習得できるとともに、職業倫理の重要性についてもより実感をもって会得できるとの指摘がある。これらの点で、米英独仏等での仕組みは、実務能力と倫理観の高い専門人材の育成の観点から有意義であると考えられる。

また、就職後に受験する仕組みは、合格できない場合の転職や配置替え等を前提としているものの、合格した場合には実務経験が満たされていることから、待機合格者は生じにくい。

雇用法制や監査法人における人事制度が我が国と海外では異なること、我が国では比較的時間に余裕のある学生時代に専門知識を集中して勉強する実態にあること等を勘案すると、直ちに海外の仕組みに移行することは難しいが、働きながら勉強する意義も十分に踏まえながら、制度の検討を行うことが望ましい。

(3) 検討の方向

- ・ 以上を踏まえ、待機合格者をできるだけ出さないようにするため、以下の方向で制度のあり方を考えることとする。
- ① 就職活動に支障が出ないように、できるだけ早い時期での合格を促すとともに、早い時期に合格できない場合には、受験浪人を続けずに、まずは就職し、所要の実務経験を先に得るよう促す仕組みを備えた制度とすること

- ② 監査業界や経済界等で働きながら、受験や合格後の実務補習の受講ができるよう、資格取得がしやすい制度とすること
- ・ 上記②のような働きながら資格取得がしやすい制度とすることにより、結果として、経済界等で働く 30 代、40 代も含めた社会人の資格取得が進むことが期待される。
- ・ 経済界等で活躍する合格者が増えることは、多様で実践的なバックグラウンドを持つ公認会計士を育成することにもなる。

2. グローバル化等の環境変化に対応した監査・会計分野の人材育成の必要性

- ・ 企業の海外事業拡大に伴い、監査証明業務においても、国境を越えた分業・統合作業が必要となり、結果的に、各国の監査法人がグローバルに提携する「グローバルネットワーク」が構築されている。

近年では、「グローバルネットワーク」内での統一的・均質的な監査を実現するため、IT を用いた監査手法の統一化が現実となっている。また、参加するアカウンティングファームや監査法人の経営面での結びつきが強まっており、このような「グローバルネットワーク」の中で、各アカウンティングファームや監査法人の経営状況に対する関心も高まりつつあるとの指摘がある。

- ・ 海外のアカウンティングファームでは、同時提供の禁止規定等を遵守しつつ、監査証明のみならず、多様な非監査サービスの充実に向けて、経営資源の戦略的投入と人材育成を進めているところであり、非監査サービスは監査証明と並ぶ大きな事業の柱となっている。海外のこのような動きは、監査法人の経営の安定とサービスの質の維持に寄与するとともに、クライアント企業の競争力や成長力にも貢献しているとの意見がある。

(注) 同時提供の禁止とは、監査の中立性や品質を確保するため、監査対象企業に対する監査証明業務と非監査分野のサービスの同時提供を禁止するものであり、これは我が国の公認会計士法をはじめ、主要国の法制度で導入されている。

- ・ 企業のグローバル化や事業領域の多角化は、企業内の会計業務についても国際的分業や多様化をもたらし、会計基準等の進展もあいまって、企業内実務は急速に高度化、複雑化している。
- ・ このような環境変化や監査・会計をめぐるルールについての国際的な協調・統合作業の進展を踏まえ、国内外で幅広く活躍できる監査・会計分野の専門家を育成できるよう、以下の観点から、制度のあり方について再検討することが必要である。

(1) 監査の質の確保への懸念

- ・ 近年、会計基準、監査基準の国際化に伴い、その内容も複雑・高度化する方向にあり、監査証明業務に従事しようとする者が習得すべき事項は急増している。また、海外製のITツール等を活用した大規模な組織的監査も主流となっており、監査現場での補助経験の実態も大きく変化してきている。
- ・ 虚偽証明と懸念される事案が頻発しており、公正で透明な金融資本市場の確保を図る観点から、公認会計士の質について心配する声がある。
- ・ 監査証明業務の資格とは、監査証明の品質について責任を負う者として監査証明書類に署名できる者（通常は監査法人の社員）の資格であって、監査チームの多くを構成する実務者や補助者となるための資格ではない。
また、二名以上の個人の公認会計士がいれば、監査法人でなくとも上場企業等の監査ができるという点で、極めて重要な役割を担っている。
- ・ 監査証明の責任を担う公認会計士については、これらの点も考慮してその質を一層向上させることが必要である。

(2) 多様な非監査サービス及び企業内実務を支える人材の育成

非監査サービスについて

- ・ 現在の試験制度は、会計・監査分野での深い専門知識を身に付けた人材が育成されている点で有意義であるが、一方、監査に必要な洞察力や常識、非監査サービス業務に必要なビジネスセンス等を養うための幅広い基礎知識や教養を必ずしも身につけられていないとの指摘もある。また、公認会計士となった者が、非監査サービス業務も経験することは、実践的な監査能力の向上の観点からも有意義との意見もある。
- ・ これに関連して、我が国の監査法人は、事実上、監査業務に特化しており、諸外国のアカウンティングファームと比べると、業務が狭い範囲に留まっている。また、この点も相まって、非監査サービス業務において、合格者を含めた会計分野の素養のある人材の積極的な採用や戦略的な人材育成が十分に行えていないとの意見がある。この結果、幅広い社会ニーズに対応できる会計分野の専門家の育成、企業の競争力強化のためのサポーティングインダストリーといった役割を果たし切れていないとの指摘もある。
- ・ 試験・資格制度を検討するに当たっては、こうした指摘も踏まえ、監査・会計分野の専門家が果たすべき社会的役割をしっかりと見すえ、育成すべき人材像についても視野に入れて、国際競争力強化の観点からも検討していく必要がある。同時に、監査法人のあり方についても、業務の範囲や人材育成も含め、グローバル競争の中での経済成長や金融資本市場の競争力強化の観点からも検討していくことが必要である。

企業内実務について

- 監査証明業務と非監査サービス業務は、公認会計士法で位置付けられた公認会計士としての基本的な業務である。昭和 23 年に創設された公認会計士の登録制度は、公認会計士としてのこれらの業務を行おうとする者が開業にあたって登録することを必要とするものである。
- 公認会計士の社会的役割の高まりと広がりに伴い、かかる開業登録を行いながら監査証明業務や非監査サービス業務に従事せず、資格の名称を名乗りながら専ら企業内実務に従事する者が現れている。このような実態は、公認会計士の登録制度が創設された時点では必ずしも想定されていなかったと考えられる。
- グローバル化が進展し、会計実務等の企業内実務が複雑化する中で、企業の財務情報の信頼性を確保していく上では、外部からの監査とともに、企業の会計基礎力や会計リテラシーの向上を図ることが必要である。企業内で働く公認会計士はこの点で重要な役割を果たしている。さらに、外部から監査を行う公認会計士や監査法人にとっても、企業内の公認会計士が作成した財務情報等であれば、効果的・効率的な監査も可能となり、また、監査の信頼性も向上することが期待される。

3. 制度設計に当たってのプリンシプル

以上の考え方を整理すると、今後の制度のあり方を考える上で考慮すべきプリンシプルは次のようなものになると考えられる。

- 現状に問題があるので、今よりも良い制度に変える。
- これから試験を受ける人たちの立場になって制度を設計する。
- 待機合格者をできるだけ出さないような制度とする。
- 監査・会計分野の高い専門性や倫理観、深い洞察力を持った監査証明資格を有する公認会計士を育成できる制度とする。
- グローバル競争に打ち勝つためのビジネスセンスと実務経験を持ち、幅広い非監査サービスや企業内実務にも対応できる会計分野の専門家を育成し、それを目指す裾野を広げられる制度とする。
- 公認会計士と上記の会計分野の専門家の双方の質を維持・向上させうる制度とする。

なお、試験・資格制度は既得権益を守るためのものであってはならず、公認会計士や上記の会計分野の専門家の能力・機能の向上等を通じて、国際競争力の強化、日本経済の成長等に資するべきものであることは言うまでもない。

Ⅱ. 対応策

1. 待機合格者をできるだけ出さない方策について

(1) 議論の前提と基本的な方策

- ・ 本懇談会で制度を検討するにあたって以下の仕組みを前提とした。
 - ① 一段階目試験は短答式、二段階目試験は論文式を基本とする。二段階目の受験者数が増加する場合には、二段階目試験にも短答式を導入し、二段階目試験の短答式で一定以上の成績の者のみ論文式の採点を行うこととする。
 - ② 実務経験の内容については、監査又は会計に関連する業務とする（その具体的な範囲については今後検討する）。
 - ③ 二段階目試験の合格と実務経験を満たし、実務補習を受け、修了考査（又は三段階目の試験）を経て、監査証明業務の資格を得られる。
- ・ 待機合格者をできるだけ出さないための方策として以下のようなものが考えられる。
 - ① 一段階目試験の合格の有効期間、二段階目試験の科目別合格の有効期間のいずれについても延長する（例えば10年程度）。
 - ② 就職についての意思決定等に資するため、一段階目試験及び二段階目試験の合格者全員に合格順位を通知する。
 - ③ 各段階の試験の合格は監査業界や経済界等の就職を保証しないこと、新たな試験・資格制度は働きながらも受験や資格取得がしやすい制度であること、サンプル調査によれば高齢になるほど合格しても就職できないリスクが高まること等を十分に周知する。
 - ④ 試験制度の改正だけでは問題は解決しないとの認識の共有を踏まえ、大学教育等における会計専門人材を育成する教育環境の整備等の工夫について、日本公認会計士協会を中心として検討が進められることが望まれる。

(2) 二段階目試験の受験要件として実務経験を求める方策

- ・ 待機合格者となる者が発生する背景の一つとして、受験浪人を繰り返した結果、就職活動を開始する時期が遅くなり、監査業界や経済界等の採用慣行と適合しなくなることが考えられる。このような者をできるだけ出さないようにする観点から、上記(1)の方策に加えて、一段階目試験の合格から二段階目試験の合格までに時間がかかる者については、先に実務経験を求め、実務経験をえたのちに、二段階目試験を受験できることとする方策が考えられる。

(注) サンプル調査をもとに、待機合格者が生じている状況について検討した結果、一段階目試験の合格から二段階目試験の合格までに時間がかかる者ほど、就職内定率が低い傾向が見受けられる。具体的には、短答式合格の年に論文式に合格した者の就職内定率は 78.1%、翌年に合格した者の内定率は 69.1%、翌々年の者は 43.8%、それ以降の者は 35.1%となっている。

- これにより、学生や受験浪人が目指す①や、社会人が目指す②といった従来の経路に加え、③を含めた多様な経路が実現できる。

①「一段階目試験合格⇒二段階目試験合格⇒実務経験」

②「実務経験⇒一段階目試験合格⇒二段階目試験合格」

③「一段階目試験合格⇒実務経験⇒二段階目試験合格」

- なお、受験浪人や待機合格者を続けるかどうかは本人の選択の問題であり、このような方策までは必要ないのではないかとこの考え方もある。

しかしながら、①一度受験浪人を始めると本人の意思だけで途中でやめることは難しいのではないか、②十分な実務経験を積んだ監査・会計の専門家である資格取得者を確保するという制度の狙いが実現できないのではないか、③待機合格者を長期間続けることにより有為な人材が活用されないことは、社会的損失でもあるのではないか、等の点も勘案すると、実務経験を何らかの形で受験要件に導入することが必要である。

- 以上を踏まえ、一段階目試験合格後、一定期間（例えば翌年まで）は実務経験なしに二段階目試験を受験できることとする。

一段階目試験合格後一定期間（例えば翌年まで）に二段階目試験に合格できない場合には、次の二つの選択肢を提供することとする。

(注) サンプル調査によれば、論文式合格者のうち、短答式合格の翌年までに論文式に合格している者が約 81%、翌々年に合格している者が約 11%、それ以降に合格している者が約 7%となっている。

①実務経験を得れば、一段階目試験の合格や二段階目試験の科目別合格の有効期間が延長され（例えば一段階目試験合格時から 10 年間）、残りの合格していない科目を受験できる。

②実務経験を得なければ、再び一段階目試験から受験することもできる。ただし、その場合には、それまでの一段階目試験の合格と二段階目試験の科目別合格の効力はなくなる。なお、サンプル調査によれば年齢が高くなると合格しても就職が難しくなること等を、十分に周知する。

- 待機合格者をできるだけ出さない観点からは、上記①が選択され、幅広い分野への就職活動を行い、実務経験を得てから、延長された合格の有効期間を活用して、働きながら残りの科目を受験することが期待される。

なお、監査法人の多くは、短期間に一段階目試験と二段階目試験に合格した者を優先して採用する可能性があると考えられる。従って、このように短期間に合格した者については、監査法人に就職することにより実務経験が得られる可能性が高い。

- また、上記の方策では、社会人が働きながら合格や資格取得を目指しやすい制度であるため、社会人を含めた多様な者が多数チャレンジすることにより、有為な人材が監査・会計分野の専門家として経済社会に広く供給されるという効果も期待できる。

(3) その他の論点についての検討

一段階目試験の合格段階での資格付与に係る考え方について

- 一段階目試験の合格の意味は、会計・監査等についての一定の知識を有することを認定し、併せて二段階目試験の受験資格があることを明らかにすることである。
- 一段階目の合格者について、一定の資格を付与すべきとの考え方がある。この考え方は、これから試験を受ける人たちにとって、試験制度の魅力が高めることも目的とするものである。また、早い時期での就職活動に向けた意欲付けや、働きながら二段階目試験の合格を目指すモチベーションを与えるといった効果も期待しうるとされる。
- 他方、期待されるような効果が本当にあるか見極める必要がある。また、国家資格を付与する場合には、資格保有者の質を確保するための監督等に伴う行政コストが生じることにも留意が必要である。
- 以上の点を踏まえ、一段階目試験の合格段階で何らかの途中段階の資格を与えることについては、引き続き検討する。

一段階目試験の難易度の緩和について

- また、受験勉強の負荷を軽減するため、一段階目試験の難易度を緩和する方策が考えられる。これにより合格者数が増えることが想定される。
- この方策により、合格に必要な勉強時間が短縮でき、就職活動との両立がしやすくなることが期待される。また、公認会計士を目指す受験者層の裾野を広げる効果も期待される。
- 他方、一段階目試験に合格した者は、監査業界への就職に固執し、受験浪人を続ける可能性がある。このため、一段階目試験の難易度を緩和することは、待機合格者となる者がかえって増やしてしまう懸念も指摘されている。この点については、上記の待機合格者をできるだけ出さないための方策の効果も見極めながら、考えていく必要がある。
- 一段階目試験の合格者数については、以上の点を勘案しながら、引き続き検討する。

2. 「監査証明業務以外は行える会計のプロフェッショナル」に係る資格制度について

(1) 考え方

- ・ 米英では、多くの公認会計士は、試験合格と監査分野での実務経験を得た段階で、資格を取得しているが、試験合格と非監査分野での実務経験（公認会計士の指導のもとでの企業内実務、認定された企業における企業内実務など）を得た段階（監査証明業務に従事できない段階）で、公認会計士としての資格を取得する者もいる。また、米英では、監査業務のみならず、非監査サービスや企業内実務においても多数の公認会計士が活躍している。
- ・ 国際会計士連盟（IFAC）が策定し、加盟団体に遵守を求めている国際教育基準においても、1～7号において会計分野のプロフェッショナルについて規定した上で、8号において監査分野のプロフェッショナルについて規定している。
- ・ 我が国においても、非監査サービスや財務・経理等の企業内実務に従事するプロフェッショナルの数を今後増加させることが必要である。他方、監査の質の確保の観点からは、監査証明業務を担う公認会計士の質を下げるようなことになってはならない。
- ・ このような観点から、非監査サービスや企業内実務で活躍している者についても、「監査証明業務以外は行える会計のプロフェッショナル」（以下、「会計プロフェッショナル」という。）として認識し、現行の公認会計士（監査証明業務を独占的に行える会計のプロフェッショナル。以下、「公認会計士」という。）に至る前の段階の資格として、制度の中で明確に位置付けることが必要である。
- ・ 監査法人において公認会計士を目指しながら、監査の補助業務に従事する者も、「会計プロフェッショナル」に含まれる。

(2) 基本的な枠組み

- ・ 「会計プロフェッショナル」は、監査証明業務は行うことができないが、会計分野のプロフェッショナルとして、資格の名称を名乗った上で、非監査サービスや監査の補助業務、企業内実務等に従事することができることとする（別添2参照）。
- ・ 「会計プロフェッショナル」となるための一つの要件として実務経験を求めることについては、これから試験を受ける人たちにとっての魅力が高める観点からは、望ましくないとの考え方がある。

他方、「会計プロフェッショナル」は、非監査サービスや企業内実務を支える実務能力のあるプロフェッショナルである。国際教育基準に規定されている会計分野のプロフェッショナルにも一定の実務経験が求められている。

このため、「会計プロフェッショナル」となるための要件として、①二段階目試験の合格、②一定期間（例えば、3年間）の実務経験を求めることとする。なお、「会計プロフェッショナル」となるための実務経験の内容については、監査又は会計に関連する業務とするが、有能で意欲あふれる人材が幅広く「会計プロフェッショナル」を目指すことが望ましいとの意見があることにも留意しつつ、具体的範囲については今後検討することとする。

- ・ 「会計プロフェッショナル」となる資格を有する者が「会計プロフェッショナル」となろうとするときは、日本公認会計士協会に備える名簿に登録を受けなければならないものとする。
- ・ 「会計プロフェッショナル」もプロフェッショナルとして、社会的信用を保持して活躍することが求められる。例えば、インサイダー規制に違反した場合や、故意に虚偽の財務会計処理を行った場合など、企業内業務において資格の社会的信用を著しく傷つけた場合には、行政当局による懲戒処分により厳格に対処することが考えられる。
- ・ 後述のように「会計プロフェッショナル」には、登録後、継続的専門研修（CPE：Continuing Professional Education）が義務付けられる必要がある。これに伴い、CPE義務の履行の円滑化を図る必要がある。また、「会計プロフェッショナル」もプロフェッショナルとして、高い職業倫理観が求められる。このため、日本公認会計士協会の倫理規則等の自主規制の適用を受けることが適当である。こうしたことから、「会計プロフェッショナル」にも、日本公認会計士協会への加入を義務付ける方向で引き続き検討することとする。

(3) 資格の名称

- ・ 米英では、監査証明業務に従事できない段階であっても、公認会計士としての資格を取得できる。また、「会計プロフェッショナル」の名称を公認会計士と異なる名称とした場合、合格者は公認会計士となることを目指して、監査業界への就職に固執し、待機合格者の問題が解決しないことが懸念される。

他方、我が国では長らく、公認会計士は監査証明資格を有する者として位置付けられてきた。監査証明資格を有しない者にも同じ名称を用いる場合、社会的混乱を引き起こすのではないかとの懸念もある。

- ・ 公認会計士には、監査証明という極めて公共性・中立性の高い業務について、独占的に業務を行うことのできる資格が与えられていることに鑑み、必要な専門性と実務経験を有する者であることを公的に認めているという意味から、「公認」という用語が用いられていると位置づけることができる。

このため、「会計プロフェッショナル」の名称を「公認会計士」とすることは適切ではない。

- ・ 「会計プロフェッショナル」の名称については、①高い会計等の専門知識と実務能力を有するプロフェッショナルにふさわしい職業的地位を示す名称とすべき、②これから試験を受ける人たちにとって魅力的な名称とすべき、③合格者の経済界等への就職を促進するような名称とすべき、といった意見があった。
- ・ 「会計プロフェッショナル」も会計分野のプロフェッショナルである一方、監査証明業務を行うことができるかのごとくの疑義が生じないような名称とする必要があると考えられる。
- ・ 公認会計士法第2条第2項では、「財務」という用語を用いて会計に関する業務を規定している。また、一般的には、「財務」の用語には「監査」の意味は含まれないと考えられる。

このため、監査証明業務は行うことができない会計分野のプロフェッショナルであることを明確になるよう、例えば、「財務会計士（仮称）」とすることが考えられる。

(注) 公認会計士法第2条第2項において、「公認会計士は、前項に規定する業務のほか、公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずることを業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。」と規定されている。

3. 公認会計士に係る資格制度について

- ・ 公認会計士となるための要件として、「会計プロフェッショナル」である者に監査実務と税実務に重点を置いた実務補習の修了を求めることとする。また、監査業界の実務経験がない者については、より多くの監査実務単位数を求めることとする。
- ・ 公認会計士の質の向上や、実務補習の実効性確保の観点から、修了考査の合否判定を厳格化することとする。これにより、公認会計士として新たに登録できる者の数は、当面、現在よりも減少することが考えられる。
- ・ 修了考査については、公認会計士法に基づき協会が実施するか、国による三段階目試験とするかについて、引き続き検討する。
- ・ 「会計プロフェッショナル」になった者が公認会計士になるために、追加の実務経験を求めることとする。
- ・ なお、これまでと同様に、税務の資格は、公認会計士となるための資格を得た段階で付与され得るものとする。

4. 資格取得後の質の確保等について

(1) 継続的専門研修（CPE）の拡充等

- ・ 「会計プロフェッショナル」は、法律に基づく資格名称を名乗ることにより、国民からの一定の信頼のもとで非監査サービスや企業内実務に従事することが想定される。会計基準や企業内実務等は急速に進化しており、資格取得後も「会計プロフェッショナル」の質を継続的に維持することは、資格に対する国民からの信用を確保する上で大前提である。このため、「会計プロフェッショナル」についてCPEを義務付けるとともに、一定単位数の必須履修科目を法令で定めることを検討することが必要である。また、「会計プロフェッショナル」が経済界等の幅広いニーズに的確に対応できる人材として能力を維持・向上することができるよう、高度で多様な履修科目が提供されるとともに、民間等において実施される同等の研修等がCPEの科目として認定されることが望ましい。「会計プロフェッショナル」自身もCPEを能力向上の絶好の機会として積極的にとらえ、多様なニーズに的確に対応できるよう自己研鑽に励むことが必要である。
- ・ 公認会計士についても、既にCPEが義務化されているものの、現時点では履修内容についての法令による義務づけは行われていない。監査基準や監査手法が急速に進化している中で、財務書類の虚偽証明と懸念される事案が頻発している現状においては、監査証明業務に従事する者は、監査の質の確保のために必要な内容の研修を一定数受講する必要がある。一方、それ以外の業務に従事する者は、必ずしも監査の質の確保のための研修を受講する必要はない。このため、業務内容に応じたCPEの一定単位数の必須履修科目を法令で定めることについて検討することが必要である。
- ・ 公認会計士と「会計プロフェッショナル」（以下、「2つのプロフェッショナル」という。）のどちらにもCPEの確実な履行を求めることとする。そのための一つの方法として、日本公認会計士協会がCPEの義務を履行しないと認める場合には、自動的に登録が停止され、その後、義務履行を協会が認めた段階で自動的に回復する制度を導入することについて検討する。
- ・ なお、「2つのプロフェッショナル」が、住所等の変更登録の義務を怠った場合や、協会会費を一定期間にわたって納入しなかった場合に登録を停止する仕組みについても検討する。

(2) 監査の品質確保のための方策

- ・ 監視機関が企業の財務情報の虚偽記載事案の調査をする過程において、企業が監査人に対して必要な監査証拠を十分に提出していないなどの不備があることが判明する場合も多い。このような企業の不備については、監査の質の確保の観点から、監視機関が企業に的確に指摘することが重要である。

- ・ 財務書類の虚偽記載事案が後を絶たない状況が続いており、こうした事案に公認会計士がどうかかわったかについての調査を促進するため、日本公認会計士協会の自主規制の体制強化を図るとともに、行政当局の体制強化に努めることが重要である。

5. その他

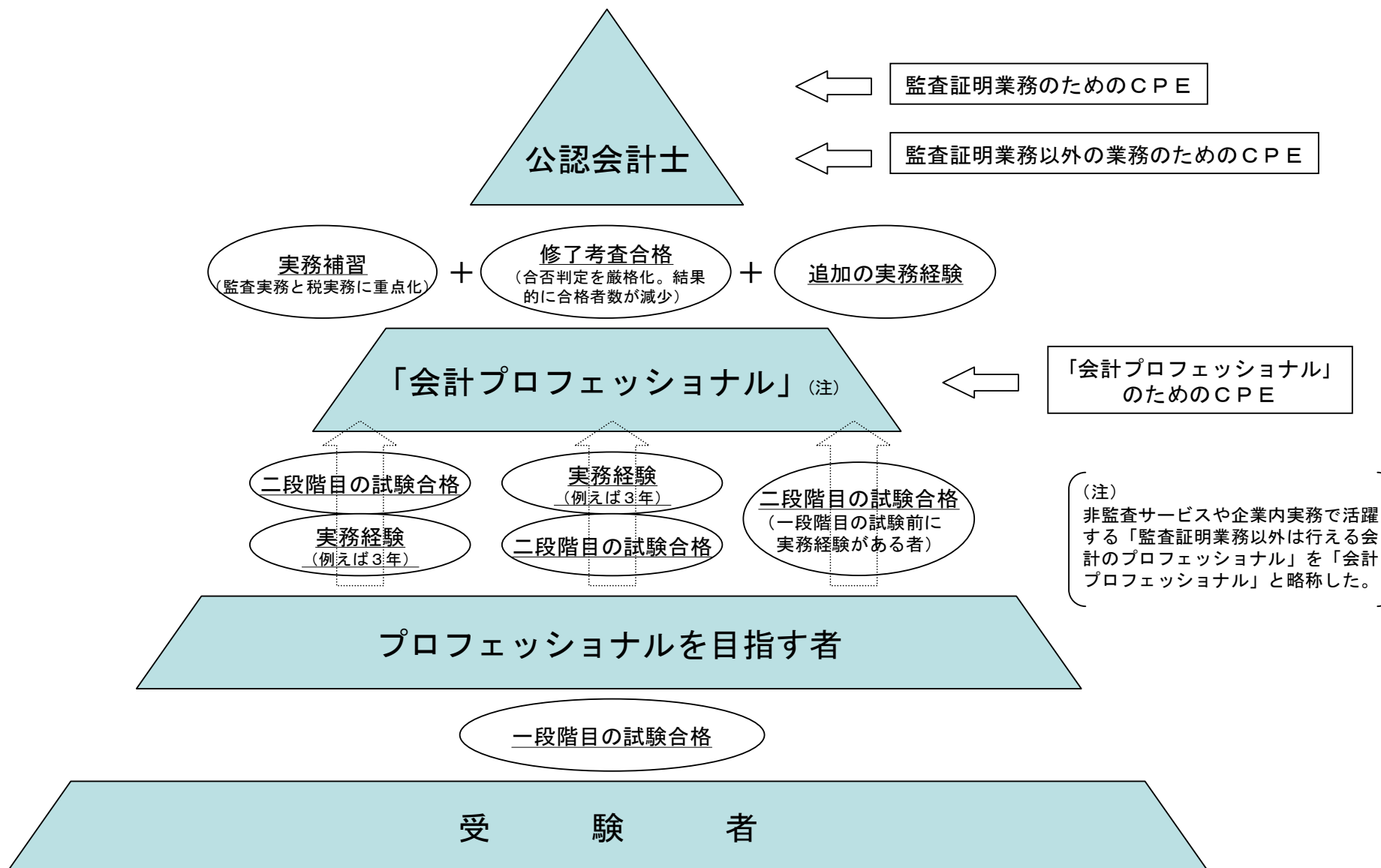
- ・ 資格取得に必要な1～3年の座学研修である実務補習について、経済界等に就職すると実務補習の履修がしにくい、また、経済界等に就職しても、資格取得に必要な実務経験が得られる職種に就けるかどうか分からないという心配がある。これらの点は、就職をひかえる合格者にとっても経済界等への就職を希望しない主要な理由となっていることから、以下の①～③について取り組むこととする。
 - ① 働きながらも履修しやすい実務補習となるようeラーニングの拡大、カリキュラム編成や期間の柔軟化を進める。
 - ② 現状、勤務している企業で経験した業務内容や就職活動先の企業で従事する可能性のある業務内容が、法令で規定されている実務経験の要件に該当するか否かは当局に相談して初めてわかる状況にある。こうしたことも踏まえ、実務経験として認められる業務についての予見可能性を高めるための措置について今後検討を行う。
 - ③ 実務経験として認められる勤務先企業の資本金要件（現状5億円）のあり方等について今後検討を行う。
- ・ 国際教育基準も踏まえ、グローバル競争に打ち勝つための人材育成の観点から、資格取得にあたって、大学等高等教育機関での一定単位数の一般教養科目の履修を求めるとし、具体的な科目や単位数については今後検討することとする。
- ・ 高度な会計専門人材の育成の必要性に鑑み、会計専門職大学院と試験制度との連携方策について引き続き検討することとする。
- ・ 一段階目試験、二段階目試験を通じて、試験科目、免除要件などの具体的設計については、幅広い基礎知識や教養を身につけられる科目を設定すべきである、能力の絶対評価を行うための試験とすべきである等の指摘が懇談会であったこと踏まえながら今後検討することとする。
- ・ 一段階目試験、二段階目試験の名称については、優秀な人材が多数目指すような魅力的なものとなるよう、引き続き検討することとする。
- ・ 合格者の経済界による採用を促すために、以上述べてきた公認会計士制度の見直し以外の対応策についても幅広く検討することとする。

例えば、①上場企業における一段階目試験又は二段階目試験の合格者や「2つのプロフェッショナル」の数と活動状況について、自主的に情報提供することを促す方策、②上場企業の決算関連部門に一段階目試験又は二段階目試験の合格者や「2つのプロ

フェッショナル」を配置するよう努めることを促す方策、③上場企業が一段階目試験又は二段階目試験の合格者を雇用した場合には、資格取得に必要な実務経験として認められる業務に従事できるよう自主的な努力を促すこと、なども幅広い選択肢の一部として考えられる。

- 我が国の監査法人は、事実上、監査業務に特化している実情があることから、監査法人が非監査業務を行うに当たっての制度的な問題点があるかどうか、仮にある場合にはその改善の方策について今後検討を行う。
- 将来的な課題として、公認会計士制度と他の士業制度との関連性等については、適切な場において検討が行われることを期待する。

資格の取得・維持の要件について (たたき台)



各資格の業務内容等 (たたき台)

資格	業務内容	業務独占・名称独占	業務	懲戒処分等
公認会計士	<ul style="list-style-type: none"> ・監査証明業務 (1項業務) ・会計業務 (2項業務) ・監査業務の補助 (3項業務) 	<ul style="list-style-type: none"> ・監査証明業務の独占 ・名称独占 	<ul style="list-style-type: none"> ・信用失墜行為の禁止 ・守秘義務 ・C P E (質的強化、義務不履行による登録の自動停止制) ・協会への加入は強制 	<ul style="list-style-type: none"> ・虚偽証明の懲戒処分と課徴金 ・一般の懲戒処分
「会計プロフェッショナル」 (注2)	<ul style="list-style-type: none"> ・会計業務 (2項業務) ・監査業務の補助 (3項業務) 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称独占 	<ul style="list-style-type: none"> ・信用失墜行為の禁止 ・守秘義務 ・C P E (義務不履行による登録の自動停止制) ・協会への加入は強制 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の懲戒処分
公認会計士 (現行法)	<ul style="list-style-type: none"> ・監査証明業務 (1項業務) ・会計業務 (2項業務) ・監査業務の補助 (3項業務) 	<ul style="list-style-type: none"> ・監査証明業務の独占 ・名称独占 	<ul style="list-style-type: none"> ・信用失墜行為の禁止 ・守秘義務 ・C P E (注3) ・協会への加入は強制 	<ul style="list-style-type: none"> ・虚偽証明の懲戒処分と課徴金 ・一般の懲戒処分
会計士補 (旧法)	<ul style="list-style-type: none"> ・会計業務 (2項業務) ・監査業務の補助 (3項業務) 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称独占 	<ul style="list-style-type: none"> ・信用失墜行為の禁止 ・守秘義務 ・協会への加入は任意 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の懲戒処分

(注1) 下線部は現行制度からの変更点

(注2) 非監査サービスや企業内実務で活躍する「監査証明業務以外に行える会計のプロフェッショナル」を「会計プロフェッショナル」と略称した。

(注3) C P Eの義務は、会計士補が廃止された15年改正により新たに導入

公認会計士制度に関する懇談会メンバー

座長	おおつか こうへい 大塚 耕平	内閣府副大臣（金融担当）
座長代理	たむら けんじ 田村 謙治	内閣府大臣政務官（金融担当）
	いしかわ てつお 石川 鉄郎	中央大学商学部教授
	いのうえ やすゆき 井上 裕之	日本商工会議所特別顧問
	うえやなぎ としろう 上柳 敏郎	東京駿河台法律事務所弁護士
	おおさき さだかず 大崎 貞和	（株）野村総合研究所未来創発センター主席研究員
	おおた かつひこ 太田 克彦	新日本製鐵（株）執行役員
	くぼ たまさかず 久保田政一	（社）日本経済団体連合会専務理事
	くるまたに のぶあき 車谷 暢昭	全国銀行協会企画委員長
	こが のぶゆき 古賀 信行	日本証券業協会副会長
	しまざき のりあき 島崎 憲明	住友商事（株）特別顧問
	はった しんじ 八田 進二	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授
	ひらまつ かずお 平松 一夫	関西学院大学商学部教授
	ふじさわ くみ 藤沢 久美	シンクタンク・ソフィアバンク副代表
	まつい みちお 松井 道夫	松井証券（株）代表取締役社長
	みやぐち さだお 宮口 定雄	日本税理士会連合会副会長
	やまざき しょうぞう 山崎 彰三	日本公認会計士協会会長

（敬称略・五十音順）

（注）第八回までは、^{ますだこういち}増田宏一氏が日本公認会計士協会会長として出席。

第五回までは、^{おやまたかし}小山田隆氏が全国銀行協会企画委員長として出席。

第四回までは、^{ともすぎよしまさ}友杉芳正 早稲田大学大学院会計研究科教授が出席。

公認会計士制度に関する懇談会の議論の経過

第一回（12月10日（木）9：30～11：00）

- ・ 議 題：全体討議（試験・資格制度、資格取得後の質の確保等）
説明者：事務局（「公認会計士制度に関する懇談会」の開催について等）

第二回（1月20日（水）17：00～19：00）

- ・ 議 題：試験・資格制度について
説明者：公認会計士・監査審査会
日本公認会計士協会
専門学校、資格指導校

第三回（2月19日（金）18：30～20：30）

- ・ 議 題：試験・資格制度について
説明者：事務局（合格者アンケート調査等）
石川委員、島崎委員
日本公認会計士協会
- ・ 議 題：資格取得後の質の確保について
説明者：事務局（現状の対策について）
日本公認会計士協会

第四回（3月24日（水）18：30～20：30）

- ・ 議 題：試験・資格制度について
説明者：事務局
佐藤参考人（あずさ監査法人理事長）
初川参考人（あらた監査法人代表執行役）
荒尾参考人（新日本有限責任監査法人経営専務理事）
佐藤参考人（有限責任監査法人トーマツ包括代表）
- ・ 議 題：資格取得後の質の確保について
説明者：事務局
証券取引等監視委員会
日本公認会計士協会

第五回（4月13日（火）18：30～20：30）

- ・議 題：全体討議（試験・資格制度、資格取得後の質の確保等）
- 説明者：事務局（検討にあたっての論点、諸外国の公認会計士制度等）

第六回（5月17日（月）18：30～20：30）

- ・議 題：全体討議（試験・資格制度、資格取得後の質の確保等）
- 説明者：事務局（検討資料等）
島崎委員、太田委員、車谷委員
会計大学院協会
日本公認会計士協会

第七回（6月7日（月）18：30～20：30）

- ・議 題：全体討議（試験・資格制度、資格取得後の質の確保等）
- 説明者：田村内閣府大臣政務官（公認会計士制度の論点メモ）
事務局（とりまとめに向けて（たたき台）、
就職浪人をできるだけ出さない方策、
「フルスペックでない会計のプロフェッショナル」、
「フルスペックの公認会計士」等）

第八回（6月25日（金）15：30～17：30）

- ・議 題：全体討議（試験・資格制度、資格取得後の質の確保等）
- 説明者：事務局（とりまとめに向けて（たたき台その2）、
受験要件としての実務経験について等）

第九回（7月30日（金）14：30～15：30）

- ・議 題：全体討議（中間報告書(案)等について）
- 説明者：事務局（中間報告書(案)、
今後検討すべき試験科目と免除要件等について）